

(株)コスメックとのパレットクランプ特許係争の最終報告

謹啓 日頃は、当社製品をご愛顧いただき、誠に有難うございます。

ところで、2002年9月、当社のパレットクランプが(株)コスメックの特許に抵触していると当社が貴社に対して警告して以来、ご迷惑をおかけした問題につき、5年3ヶ月の歳月を経て、このたび、最終決着がつかしましたので、ここに下記の通り報告させていただきます。

記

● (株)コスメックのパレットクランプ関連特許は、下記の3件でした(添付資料1)。

① 特許第3338669号 ② 特許第3459414号 ③ 特許第3527738号

● いずれも、(株)日研工作所の2面拘束NC5 ツーリングシステム(添付資料2)やシステムスリーアール日本(株)のパレットクランプ Zerofix(添付資料3)など、工作機械業界の公知技術をパレットクランプに応用したものにすぎず、当社の無効審判請求により上記①②③の3件とも特許庁から無効審決が下されました。

● (株)コスメックはこれを不服として審決取消し訴訟を起こしましたが、②特許第3459414号は2006年6月7日 知財高裁で特許無効審決を支持する判決が出され、2006年10月13日 最高裁判所での上告不受理決定を経て、最終的に無効が確定しました。

残り2件の特許①と③についても、2007年12月28日 知財高裁で(株)コスメックの審決取消請求を棄却する判決が出され、(株)コスメックが最高裁判所に対して上告や上告受理申立をしなかったため、特許無効が確定しました(添付資料4)。

● また、(株)コスメックは当社に対して警告書(添付資料5)を送付するばかりでなく、特許侵害があるとして大阪地方裁判所に損害賠償請求や差止め請求をしてきました。もとより、当社のパレットクランプは、独自技術により開発したものであり、特許侵害と言われる理由はありませんが、特許の消滅により(株)コスメックが請求を放棄し、訴訟は終了しました。

ご心配をおかけしましたが、上記の通り、本件特許係争が解決しましたので、取り急ぎ、ご報告させていただきます。次第です。

なお、参考までに当社がパレットクランプについて出願中の公開特許公報を添付致します(添付資料6)。今後とも、当社はより良い製品の開発・販売に努めて参る所存です。変わらぬご愛顧のほどよろしくお願い申し上げます。

以上